

(1) 住宅の耐震化について

調査項目
住宅の耐震化について市民要望があったことから、実態を確認したい。 ○ 令和7年度の住宅の耐震化の実績について（補助事業の内容、件数、進捗状況等） ○ 住宅の耐震化を進めるにあたっての課題。
回答
○ 昭和56年5月31日までに建築された旧耐震基準の住宅について、設計補助金（木造）205,000円・（非木造）300,000円、工事補助金1,200,000円（工事見積額の8割で、個人所有の住宅に対しては200,000円加算）を上限に助成しています。 ※いずれも令和7年度の補助額 令和7年度の耐震改修工事の実績は393棟。 令和7年度末の耐震化率は90.9%（推計）。令和6年1月1日の能登半島地震以降、耐震改修に関する問い合わせや申請が増えていましたが、令和7年度は以前と同程度となっています。 ○ 昭和56年5月31日以前の住宅は建築から45年以上経っており、耐震改修をするメリットがない（高齢で自身が亡くなった後に住む人がいない）と考える高齢者も多くいます。また、自己負担額が用意できず、工事に踏みきれないという問題もあります。 耐震改修をするよりも解体して新しい家を建てたいという建替え需要に対応するため、令和5年4月から木造住宅除却事業を開始し、300,000円（工事見積額の23%）を上限に助成を開始し、耐震事業の選択肢の一つとしています。

(2) 公園の遊具の修理について

調査項目
公園の遊具の修理について市民要望があったことから、実態を確認したい。 ①公園の遊具について市民からの要望はどのようなものがあるか。 ②要望に対してどのような対応をとっているのか。 ③公園の遊具が使用禁止になる場合の経過と対応について ④遊具が使用禁止になった場合の利用者への説明方法（使用禁止の理由や修繕計画を説明しているのか、説明しているのであればその説明方法。） ⑤公園の遊具の修理についての課題。
回答
① 公園の遊具について市民から寄せられる要望としては、(1)遊具の新規設置、(2)老朽化した遊具の更新、(3)遊具の破損など危険な状態に関する連絡、(4)遊具の軽微な修繕や再塗装などのメンテナンス、などがあります。(令和7年度実績：(1)8件 (2)10件 (3)8件 (4)21件) ② 要望を受けた場合には、みどり課職員又は公園維持管理業務の受託者である公益財団法人高知市都市整備公社が現地確認を行い、状況を把握しています。利用者に危険がある場合には、使用禁止措置などの緊急対応を行います。その他の案件については、課内で検討したうえで、後日、要望者等に対応方針を連絡しています。 ③ 遊具点検や市民からの連絡を受けて現地確認を行い、腐食や破損などにより利用者に危険があると判断される場合には、安全確保のためロープや注意表示等により利用できない旨を明示し、使用禁止措置を行っています。必要に応じて、公園愛護会等にも連絡しています。 その後、修繕や更新により対応しますが、対応が完了するまでの間は使用禁止としています。また、利用状況や設置状況を踏まえ、修繕や更新を行わず撤去する場合もあります。 ④ 利用者から問い合わせがあった場合には、遊具の破損状況や安全確保のための措置であること、今後の修繕等の対応状況について、その都度説明を行っています。 ⑤ 公園遊具については、経年劣化した遊具が増加する中、修繕や更新の必要性が高まっており、限られた予算の中で優先順位を付けながら対応している状況です。 なお、更新費用は国費の対象となりますが、新規設置及び修繕費用は国費の対象外です。 本市には約1960基の遊具が設置されており、令和7年度は54件の修繕対応を行いました。

修繕に必要な部品については、受注生産などで入手に数か月を要する場合があります。

また、今年度、老朽化した遊具の更新は8件実施し、遊具の新規設置は1件、撤去のみは10件となっています。更新にあたっては国費を活用しますが、長寿命化計画の策定など一定の要件があるため、予算要望から工事完了まで2～3年程度かかる場合があります。

さらに、遊具には安全に利用するための「安全領域」が定められており、現地の状況によっては安全領域を確保できず、更新の際、同規模の遊具を設置できない場合があります。

(3) 空き家対策について

調査項目
空き家対策について市民要望があったことから、実態を確認したい。 ①空き家について市民からどのような要望があるか。 ②要望に対してどのような対応をとっているか。 ③空き家対策の課題。
回答
① 空き家の周辺住民からは、管理不全による草木の越境や、老朽化による建物の破損、屋根や外壁の脱落、瓦やガラスの飛散、スズメバチなど害虫の発生等への対応について要望されることが多くあります。また、自身や親族が所有している空き家について、活用や処分方法及び対応できる業者等の紹介を相談されることがあります。 ② 管理不全の物件への対応としては、空き家相談の受付窓口が住宅政策課となっており、一度相談を受けたのち、相談内容によって関係課に対応を依頼しています。その後、現地確認のうえ、周囲への影響が認められる場合には、登記情報などから所有者または相続人に改善対応を依頼する文書を送付しています。 空き家の活用・処分等に関する相談への対応としては、高知県空き家相談窓口を紹介しています。 また、おくやみ窓口では所有者が亡くなった際、不動産の相続や処分に関する案内や空き家に対する支援制度の周知を行っています。 ③ 空き家が抱える問題として、適切に管理をされず周囲に悪影響を及ぼしてしまうことが挙げられます。そのため、空き家の所有者に適正な管理や相続手続きを行ってもらうことが課題となっています。 特に所有者の特定が困難な空き家については、行政としても対応を行うことが難しくなります。令和6年度からは相続登記が義務化されていることから、適切に相続を行ってもらえるように啓発等を行っていく必要があります。 また、活用可能な空き家については、流通や利活用の促進が必要であると考えているため、不動産関係団体等との連携や、行政の空き家対策の補完的な役割を担う「空家等管理活用支援法人」の指定等を検討しています。